

第4回 旭川市まちづくり基本条例市民検討会議 会議の記録

日 時	平成25年1月29日（火）18:30～20:30
場 所	総合庁舎議会棟2階 議会第2委員会室
出席者	委員 18人 有馬委員，安倍委員，伊藤委員，大西委員，柿崎委員，黒川委員， 斉藤委員，杉山委員，鈴木委員，高井委員，竹内訓委員，竹内ツギ子 委員，中田委員，西委員，堀井委員，猿子委員，八重樫委員， 渡辺委員 ※欠席：荻澤委員，横山委員 事務局 5人 総合政策部：長谷川部長，三浦補佐，高橋主査，竹内主査，川畠主任
傍聴者	なし

会議内容

1 開会

（会長から開会の挨拶。その後，新たに総合政策部長に就任した長谷川部長から挨拶があった。）

2 議事録の確認

事務局

・「第3回市民・地域コミュニティ部会会議録」「第3回行政運営部会会議録」については，1月28日（月）までに内容確認をお願いしていたが，「第3回行政運営部会会議録」の事務局出席者に一部誤りがあり，訂正しHPで公表したい。

会長

（会議録の内容について各委員に再確認）
（異議がないため，事務局からの提案のとおり了承された。）

3 議事

まちづくり基本条例市民検討会議のスケジュール（資料4）

事務局

- ・部会では1月の全体会議開催後，第8回目に当たる2月の会議に，市長への中間報告書の提出ということで示していたが，会議の回数を増やし，全体会議を2月にも開催，市長への中間報告書の提出は3月上旬に行うことでお願いしたい。
- ・市長への中間報告書の提出と市民報告会はともに，通常の会議ではないので，報酬の対象外とさせていただきたい。
- ・来年度の予定であるが，事務局で作成した条文のたたき台について検討いただくことを考えている。また，議論できなかった項目や共通項目である前文や目的・理念

などについても併せて議論いただきたい。

会長

(事務局の提案内容について各委員に再確認)

(異議がないため、事務局からの提案のとおり了承された。)

会長

(部会での検討に対する感想を部会長に求めた。)

委員

- ・まとめることは難しかったが、委員の方からいろいろと意見を出していただいた。市民の定義や未成年者・子どもに関しては委員同士でも考え方が違い、もう少し議論を深める必要がある。
- ・協働が広く浸透するためには、できるだけ多くの市民がそれに関わる必要があると感じた。

委員

- ・行政運営部会では、専門的で難しいテーマを扱った。委員の方のご意見も考えさせられるところがあったが、各委員の協力や事務局のサポートもあり、一定の結論は出せたと思う。ただ、議論を深めていかなければならないところがあり、今後の議論の中であるべき方向性を示せたらと感じた。

事務局

(各部会の概略について補足説明した)

会長

(「市民・地域コミュニティ部会」で議論した「市民」「市民参加・協働」「地域コミュニティ」について意見等を求めた。)

委員

- ・子どもの権利や責務の具体的な内容とあるが、どういうことから責務が出てきたのか。

委員

- ・第2回市民・地域コミュニティ部会で庁内ワーキンググループから報告を受け、意見交換した中に出てきた。子どもがまちづくりに関心を持ってもらうことは大事であり、子どもの考えを取り入れるということになったが、ここはもう少し議論が必要である。
- ・例えば、子どもというと14歳ぐらいまでをイメージするが、そうすると14歳から20歳までの未成年者は含まれない感じがする。しかし、未成年者を含めまちづくりに関心を持ってもらうことは大事である。
- ・親がまちづくりに関心がなければ子どもも関心を示さないと思うので、まずは親がか関心を持ち、その上で子どもにも関心を持ってもらうよう働きかけることが望ましい。それを的確に条文に表すことができれば良いと思う。

委員

- ・子どもの権利は当然だと思うが、責任については子どもが負うものではなく、親や各団体のトップが負うものであると思う。むしろ、子どもの発言を守ることが大事であると思う。

会長

- ・子どもの権利・責務の部分で理解を深めていただいたが、その他に感想や思いがあれば付け加えていただきたい。

委員

- ・市民参加・協働で、協働という言葉は聞き慣れないが新鮮な感じがした。また、市

民と市がそれぞれの果たすべき責任及び自覚しとあるが、多くの世代の方がいる中で、それぞれの世代における果たすべき役割はどういったものがあるのか。

委員

- ・協働は部会でも聞き慣れないという意見が多々あり、市民の大多数が協働という言葉自体ほとんど認識していないと思う。
- ・第3回の議事録に掲載されているが、実際に町内会・市民委員会が行政と一緒に事業を行っている場合があり、具体例として永山の除雪が挙げられる。
- ・また、皆さんが毎日行っているごみの分別なども一種の協働であると思う。
- ・地域の課題を考えた時に、それは地域で、世代に関係なく共通の課題として捉えることから、世代による協働の認識の違いは小さいと思う。

会長

- ・部会には庁内ワーキンググループが参加したが、市民参加・協働という言葉は市役所サイドから考えれば、大変関心の深いものだと思う。
- ・公務員が同じように働き続けることができる組織レベルあれば、いつまでも公務員が提供しているサービスを受けることができるが、費用削減や人口減少により、そのサービスを提供する方々が減ってきた時にどういう現象が生じるか。その時に市民と市役所の方々がともに補完し合うという概念が生まれてくることが一つ考えられると思う。
- ・協働というのは誰かがサービスを提供し、誰かが受益者になることを物語っていく言葉になると思う。市民がお互いにサービスを提供する形になるのか、市役所に向かってサービスを提供する場面もあるのかということをし少し含む概念なのではないかと思うが、まちづくりの中では協働は重要な言葉でないかと思う。

委員

- ・私は18歳までが子どもと思っている。先ほど14歳といった話があり、確かに小学生・中学生の意見はもちろん大事であるが、まちづくりの担い手として自覚を持ってくるのは高校生ぐらいだと思っている。子どもというと皆さん、小中学生を想像するが、言葉をうまく使えば青少年を含めた話になると思う。
- ・地域コミュニティに関して、1月3日に大雪が降り、家の除雪が夕方まで入らなかった状態で、息子が車で帰る際、地域の人が自分の家の敷地を除雪してくれた。高齢化している町内であるが、若い人にこうした意識を広げ、関心を持ってもらうことができれば旭川はもっと良くなると思う。

委員

- ・市民、市民参加・協働のところで、責任や義務という言葉が何回か出てきているが、条例のつくりとして、最初の方で責任や義務を強調して進めているのかなという点、まちづくりとか権利から接していることが多いのが面白い視点であると感じた。
- ・協働という言葉は行政が撤退する時に何か言い訳としてこういう言葉がよく出てくる。しかし、そうではなくて、行政もできるが、市民も十分成熟したのでこの分野は担当できるから、市民が行政に変わる形で積極的に参加する協働の在り方ができないのかと思っている。

会長

- ・協働について改めて考えることによって、旭川らしいまちづくりができるのではないかということと言われた思う。

委員

- ・地域のコミュニティはまちづくりに関しては大事なものの一つであり、ここが基本的な考えになっていけば良いと思う。

会長

(続いて、「行政運営部会」で議論した「情報公開制度・個人情報保護制度」「行政手続」「行政と議会」「法令遵守」「行財政改革」について意見等を求めた。)

委員

- ・法令遵守のところ、市民を範囲に含めるべきか意見が分かれたとあるが、個人的には市民も法令遵守するのは当たり前だというイメージがあるが、どのように意見が分かれたかお聞きしたい。

委員

- ・市民を含めるべきという意見は多かったと思うが、個人的にはその点については慎重な立場を取っている。これは「公正な職務の執行の確保等に関する条例」を制定する際も議論になった。市民も公務員も法律を守るのは当たり前だと思うが、公務員に「公正な職務の執行の確保等に関する条例」が課されているのは更に一段上の義務を課していると思う。同様に市民にも一段上の義務を課するのは疑問に感じている。

会長

- ・安全な市民活動とか、違法行為を防ぐという意味では、それを呼びかけるとうことを市民同士が持っているという認識はあるが、それを実際に条例に持ち込む段階には慎重さがあるということだと思う。

委員

- ・行政手続に関してであるが、窓口サービスの充実を図る必要とあるが、どういうことを目標に、それに向けてどのよう進めていくのか。よく分からないままだと、言葉だけで終わると思うので、何か具体的な話が出たのであれば教えてほしい。

事務局

- ・部会の議論の中であった話としては、例えば窓口に行くと、手続の手法について看板に表示するといったサービスの手法についての意見があった。

委員

- ・法令遵守であるが、まちづくり基本条例に盛り込み市民にまで求めることは違和感がある。
- ・ただ、先ほど町内会で除雪を協力して行っているという話があったが、家の近くに市の融雪槽があるが、使用できる時間帯が決まっている。しかし、大雪の時は時間を守らない人のために、融雪槽がいっぱいになり使えなくなる時があるので、モラルにまかせるだけでいいのか思うところがあり、どこまで盛り込むか悩むところはある。

委員

- ・法令遵守であるが、法律は市民が守るのは当たり前のことなので、あえてそこまで言う必要はないと思う。
- ・除雪の件に関して宅地内の雪を道路に出す人がいるが、市民として守らないと地域としては困るので、法律とまでは言わないが何らかの記述は必要だと思う。
- ・行政と議会、特に議会との関係では、今後検討すると思われるが、住民投票と議会との関係について、他都市では住民投票の結果と議会の結果が食い違う場合があり、そうした場合はこうなるといったことを条例に盛り込むべきか、避けた方がいいのか考察する必要がある。
- ・個人情報守らなければならないが、過剰に守ると安心見守り事業などを行う場合などやりにくくなるので、ある程度知らせることとプライバシーと保護の兼ね合いが大事だと思う。

委員

- ・まちづくり基本条例と旭川市に既にある条例をどのように整合性を図ったら良いのかといった議論があったのか。
- ・行財政改革について市民生活に直結するものなので、市民との関わりといった話があったのか。

委員

- ・常に話題にはなっていたが、具体的にどうするかといった結論は出ていない。しかし、整合性を図っていかないと条例としては体系的におかしくなるので、何らかの方策が必要だと思う。
- ・行財政改革のところで、何らかの形で市民が参加しながら行財政改革を進めていくことは必要である。
- ・考え方には市民や専門家にある外部評価や課題等の分析と出ているが、大雑把な問題提起にとどまっている。

委員

- ・自分の部会ともう一つの部会、行政運営に参加し、話を伺い勉強になった。ただ、この難しい内容を市民に示した時に、どのように理解してもらえばいいのか率直に難しいことであると感じた。

会長

- ・難しい内容について、どのように市民に理解してもらうかは今後工夫し考えていきたい。

委員

- ・条例には課題に対して、市はこういうふうに考え取り組もうとしている方針のようなヒントがもっと盛り込まれるのべきなのかと思った。

委員

- ・行財政改革について、改革の担い手というのは誰なのか率直な疑問を持った。
- ・行財政改革は必要なことであり、また、市民と行政のどちらかだけの努力で解決できるものではないので報告書にあるように外部による評価は重要であると思う。
- ・国が市民や行政を振り回している感じがするため、政治を担っている政権に振り回されることなく、常に市民や専門家の意見を取り入れていく体制を監視する存在も必要であると思う。

委員

- ・行政改革の目標に組織のスリム化が掲げられているが、これが良いのかということについて遡って議論しなければならなくなると、かなり根の深い問題になる。これを全部条例の中で書ききれぬのかというところで難しい問題となる。
- ・結局、「目標を設定しながら市民がどうやって参加し、行政をチェックしていくか」そこを条例化していく必要があると思うし、そこについて、今後議論が深まれば良いと考える。

委員

- ・大きく分けて2点。一つは感想として、両部会を通じて議論された項目が、条例に盛り込まれる大きな柱になると思うが、一方で、これを伝えることも重要であることから広報、啓発なども一つの項目にすると良いと感じた。
- ・二つ目は議会の権限と住民投票の結果、他の条例で定められている事項とまちづくり基本条例の役割分担や重複する部分についての整理が気になった。

委員

- ・法令遵守は、生活していく上で当然と感じた。

- ・あと、盛り込むべき事項の全てについて、もっと分かりやすく表現し、市民に広く伝わるようにしていかなければならないと思う。

会長

- ・分かりやすい表現になるよう心掛けたいが、結局、この条例については、難しい言葉を使っていくことになるのだと思う。
ただ、いくら分かりやすい言葉を使っても、自分には関係がないと思われてしまえばそれまでで、肝心なのは関心を持ってもらうことだと思う。

委員

- ・法令遵守に関連して、市議会でのポイ捨て禁止条例の制定についての議論について思い出した。
- ・いろいろと議論をして条例を作ったが、その存在自体知らない市民がほとんどと思われ、市民における法令遵守の難しさがある。

事務局

(資料5に従い市民報告会について説明を行った。)

- ・3月24日午前9時30分から旭川市市民活動交流センターCoCoDeで開催するので、各委員は、知人等に参加についての呼びかけをお願いする。
- ・開催に当たって、次回の全体会議で市民報告会での発表者、司会進行、受付、その他の役割分担を決めたいのでよろしくをお願いする。
(参考資料「まちづくり基本条例の目指す方向性に係る基礎資料」について説明を行った。)

会長

- ・参考資料は大変苦勞されてまとめられたものと察するが、大変、難しいつくりとなっている。
- ・時間があれば、ある程度、理解はできると思うが、この場で即座に意見を述べることは難しいと考えるので、中間報告と併せて確認しておいていただきたい。

5 閉会

次回の開催日程

(次回の会議は、2月28日に開催するということで確定し、閉会した。)

以上